

第10回浜田市農業委員会総会 会議議事録

日時：令和3年11月25日（木）午前9時30分

場所：浜田市役所 4階 講堂 A B

1 出席委員

【農業委員】（13名）

1番 原田 義一 2番 三浦 寿紀 3番 佐々木京子 5番 川本 聖光 6番 野上 省三
7番 岡本 健治 10番 宮崎 龍生 11番 玉田 一 13番 大崎 健太 14番 中田 善喜
16番 佐々森義見 17番 渡辺 弘之 18番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】（14名）

1番 前田 正典 3番 永見 繁廣 4番 小谷 保雄 5番 小川 明人 6番 領家 悟
9番 藤若 裕香 10番 橋本 安延 11番 串崎 美之 12番 小松原常雄 13番 渡邊 弘登
14番 河野 恒弘 14番 近重 邦昭 16番 田村 邦麿 17番 岡田 勝

2 欠席委員

農業委員（6名）

4番 柿元 信次、8番 青葉 真、9番 河崎 健、12番 高橋 伸幸、15番 林 秀司
19番 松山 純久

農地利用最適化推進委員（4名）

2番 徳田マスエ、8番 岡本 定文、18番 大谷 数義、19番 長野 昭三

3 提出議案

○議 案

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第3号 転用統制外証明願について

○協議・報告事項

認定電気通信事業者等が行う農地転用届について
農地法第3条第1項の規定による許可書の取消願について

○その他

4 事務局出席職員（予定）

農業委員会事務局 : 木屋事務局長、岡本農地係長
産業経済部農林振興課 : 藤井主任主事、松本会計年度任用職員
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

<p>議長</p>	<p>それでは、皆さん、おはようございます。 ただ今から、第10回浜田市農業委員会総会を開催いたします。 不詳私、7月から今日まで長らく欠席をしておりました。 稲が乾いてやれなかったと聞いておりましたし、稲刈り、脱穀等も皆、 人に今年はやってもらったというふうな状況でございます。 皆さん方も是非、健康には十分注意をしていただきまして、より良いお 働きをお願いしたいと思っております。</p> <p>本日の欠席でございますが、 農業委員の 4番 柿元委員、 8番 青葉委員、 9番 河崎委員、 12番 高橋委員、 15番 林委員、 19番 松山委員 推進委員の 2番 徳田委員、 8番 岡本委員、 18番 大谷委員、 19番 長野委員 以上10名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、11番 玉田委員、13番 大崎委員です。 よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>では、議事に入ります。 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の 所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。 農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所 有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきま す。 農地法第3条申請は、議題の2ページの1号と「資料」をご覧ください。</p> <p>それでは、1号について説明いたします。 申請地は、弥栄町木都賀〇〇の田ほか、合計面積3,860㎡です。 場所は、〇〇です。 この申請は、譲受人が贈与で申請地を取得し、水稻、そば、大豆、あず きなどを作付けするという内容です。 なお、申請地目に山林がございますが、進入路もあり、比較的荒れてい ない土地のため、畑として耕作される予定となっております。 このたびの申請によりまして、譲受人の耕作面積は38a余りとなり、 弥栄地域の下限面積基準30aを満たしております。</p> <p>農地法第3条申請につきましては、以上1件でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がございました。 担当委員さんから補足説明がございましたらお願いいたします。</p>

	<p>1号につきまして、2番 三浦委員、お願いいたします。</p>
<p>三浦委員</p>	<p>先ほど、事務局のほうから説明がありましたが、その中で、航空写真を見ていただきたいんですけども、この度の申請地は、日照時間も短く、イノシシの被害もあるところで、西の郷の組合からも見放された場所で、そういった所を、鳥取県からIターンで来られた方が農業をやっただけということ、西の郷でも大変歓迎されておりますので、ご理解をいただきたいと思います。それと、現地写真の〇〇ですが、山林ですけども、低木が3、4本立っておりますが、大きくありませんので、開拓できることを確認いたしました。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、第3条申請について説明が終わりました。 皆様方から、ご意見なりご質問がございましたら、お願いいたします。 ございませんでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、採決に入ります。 第3条申請について、ご承認いただけます農業委員の挙手をお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議第2号、農地法第5条の規定によります許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、農地法第5条申請について、説明いたします。 農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものでございます。農地法第5条申請は、議案の3ページの1号から8号と資料をご覧ください。 まず、1号から4号について、説明いたします。 この案件は、一時転用による借地に伴う申請で、平成31年3月、令和元年6月、令和3年1月の総会でご審議いただいた案件の事業計画の変更でございます。 申請地は、三隅町岡見〇〇の田、540㎡、〇〇の田、1622㎡、〇〇の田、246㎡、〇〇の田、874㎡の4筆で、土地所有者は4名でございます。 事業変更の内容は、工事が遅れているため一時転用の期間を、2023年</p>

2月までの6か月延長するもので、期間以外に変更はないということでございます。

続きまして、5号について、説明いたします。

申請地は、三隅町古市場〇〇の田、141㎡です。場所は、〇〇です。

申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の「用途指定なし」で、農地区分は第2種農地に該当いたします。

当該申請の転用目的は、車庫で、工事期間は、許可日から令和4年2月末日までとなっております。親族間の使用貸借となっております。

なお、当該申請地は農地以外として使用されていたため、始末書が提出されています。

被害対策等につきましては、「埋立て土砂が流出し周辺の農地に影響がないように、コンクリートブロック止めなど被害防止対策には万全を期す。被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話合いのうえ、責任を持って対処する。」という申請内容でございます。

続きまして、6号について、説明いたします。

申請地は、周布町〇〇ほか1筆の田、180㎡です。場所は、〇〇です。

申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の「準工業地域」で、農地区分は第3種農地に該当いたします。

当該申請の転用目的は、個人住宅拡張で、売買による所有権移転でございます。

工事期間は、許可日から令和4年3月31日までとなっております。

なお、「農地所有者には同意を得ており、転用することにより被害を及ぼすことはない。万一、異議被害が発生した場合には、関係当事者間で話合い、責任を持って対処する。」という申請内容でございます。

続きまして、7号について、説明いたします。

申請地は、上府町〇〇の畑、330㎡です。

場所は、〇〇でございます。

申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の「用途指定なし」で、農地区分は第2種農地に該当いたします。

当該申請の転用目的は、個人住宅で、売買による所有権移転です。

工事期間は、令和4年9月1日から令和5年3月末までとなっております。

なお、「埋立て土砂が流出し周辺の農地に影響がないように、コンクリートブロック止めなど被害防止対策には万全を期す。生活排水は合併浄化槽を通じ、また雨水は市道側溝へ排水するので周囲への影響はない。その他、被害の恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話合いのうえ、責任を持ってこれに対処する。」という申請内容でございます。

続きまして、8号について、説明いたします。

申請地は、金城町今福〇〇の畑、138㎡です。

場所は、〇〇です。

申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（外）で、農地区分は第2種農地に該当いたします。

	<p>当該申請の転用目的は、駐車場で、売買による所有権移転ですが、譲渡人が既に駐車場として使用していたために、始末書が添付されています。工事期間は、許可日から令和4年4月30日までとなっております。</p> <p>なお、「人口排水は生じない予定で、雨水等の自然排水については、自然浸透による。地勢上、転用により周辺農地への被害の可能性はないが、万一にも耕作中農家への被害が生じないように十分注意して行う。」という申請内容となっております。</p> <p>農地法第5条申請については、以上8件でございます。</p>
議長	<p>ただ今、第5条申請についての説明がございました。</p> <p>担当委員さんから補足説明がございましたら、お願いいたします。</p> <p>1号から5号につきましては、17番 渡辺委員、もしくは岡田委員、お願いいたします。</p>
渡辺委員	<p>(1号から4号について) 先日、現地を確認いたしました。先ほど、説明がありましたように、工事の関係で半年延長ということでございます。よろしく申し上げます。</p>
岡田推進委員	<p>5号について、説明します。平成の初めごろに土地を造成されたということで始末書を付けておられます。この土地をお子さんが借りて車庫を作るということございますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>6号につきまして、1番 前田委員、お願いいたします。</p>
前田推進委員	<p>11月17日に、事務局の方2名と原田会長と私4名で、現地確認をいたしました。(周辺に) 家が建っておりますけれども、個人住宅拡張時に問題は無いと思われまますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>7号につきまして、14番 中田委員、もしくは河野委員、申し上げます。</p>
中田委員	<p>今月の17日に、市の担当者の方並びに、推進委員の方と現地確認を行いました。ここは、住宅化しており、農地等はありませんので、申請どおりよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>8号につきまして、7番 岡本委員、もしくは4番 小谷委員、お願いいたします。</p>

岡本委員	事務局の方と推進委員の小谷さんと現地を確認いたしました。 実際は駐車場になっていましたけれども、始末書が提出されております。 よろしく申し上げます。
議長	以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。 皆様方のほうから、ご意見ご質問等がございましたら、お願いいたします。
三浦委員	7号について、お聞きします。 航空写真、現地写真の赤い点線で囲んである部分と、地図の赤く塗ってある部分が一致していないように思うんですが。 それと、8号ですけれども、26ページに始末書が付けてありますが、「20年程も前に」というところが15年に訂正されています。これは、申請者の方が自分の意思で訂正されたものでしょうか。
中田委員	7号の件ですが、航空写真の赤い丸の横の空いている所は、今年の春に申請が通りまして、夏までに家が建っております。航空写真が古いんだと思いますが、現在は、航空写真の赤い丸の右側の空地には家が建っており、現地写真が土地全体に赤い丸がかかって見えるのはそのためです。
事務局	8号の始末書の件ですが、申請者のほうから訂正するという事で、訂正印が押してあります。
議長	その他、何かございませんでしょうか。 無いようですので、採決に入らせていただきます。 第5条申請について、ご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。
委員	～ 挙手 多数 ～
議長	ありがとうございました。以上で農地法第5条申請、8件ございましたが、全て承認されましたので、そのように処理をいたします。
議長	続きまして、議第3号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。

非農地証明は、登記簿上の地目が田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 27 年 10 月 1 日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して、農業委員会が認めて交付されるものです。

議案の 4 ページの 1～7 号と「資料」をご覧ください。

1 号と 2 号について、説明いたします。

申請地の 1 号は三隅町井野〇〇の田、1,619 m²、2 号は三隅町井野〇〇の畑、373 m²です。

場所は、〇〇です。

申請者から、昭和年月日不詳により山林、農地への復旧は無理であると申請されています。

当該申請地への進入道は、かなり前から山林、原野化されており、現地へ行くことはできませんでした。

3 号について、説明いたします。

申請地は、三隅町矢原〇〇ほか 14 筆の田畑、合計面積 9,035 m²です。

場所は、〇〇に、点在する農地です。

申請者から昭和 46 年、月日不詳により耕作放棄、現況原野であると申請されています。

前号と同様、当該申請地についても、進入道が山林、原野化されており、現地へ行くことはできませんでした。

4 号について、説明いたします。

申請地は、治和町〇〇の畑、112 m²です。

場所は、〇〇です。

当該申請地は、年月日不詳により耕作放棄、現況原野であると申請されています。

5 号について、説明いたします。

申請地は、河内町〇〇の畑、226 m²です。

場所は、〇〇です。

当該申請地は、昭和 60 年月日不詳により耕作放棄、現況原野であると申請されています。

6 号と 7 号について、説明いたします。

申請地の 6 号は、下府町〇〇の田ほか 3 筆、合計面積 961 m²、

7 号は、下府町〇〇の田ほか 1 筆、合計面積 1,089 m²です。

場所は、〇〇です。

当該申請地は、昭和 62 年月日不詳により耕作放棄、現況原野であると申請されています。

転用統制外証明願は、以上 7 件です。以上、報告いたします。

議 長

ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がございました。

	<p>担当委員さんから補足説明がございましたら、お願いいたします。</p> <p>1 から 3 号につきまして、6 番 野上委員 もしくは領家委員、お願いいたします。</p>
領家推進委員	<p>この間、事務局さんと野上委員さんと現地に行って、この山にどのようなにして入ろうかという状況でした。</p> <p>とりあえず、皆さんの了承をもらうためには、この航空写真で見てもうしかないかなと思いました。前の日に浜田市内でクマが射殺されていることもありまして、そういう状況ですので、ご理解をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>4 号につきまして、1 番 前田委員、お願いいたします。</p>
前田委員	<p>11 月 17 日に、事務局の方 2 名と、原田会長、私の 4 名で、現地を確認しました。写真を見てもらえば分かりますように、耕作できる状態ではありませんので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>5 号につきましては、欠席でございますので、事務局のほうでお願いいたします。</p>
事務局	<p>11 月 17 日、長野推進委員と事務局で現地確認いたしました。委員からお伺いしたことをご報告いたします。</p> <p>「昭和 60 年頃から耕作していないということで、現地は荒廃しており、また、所有者は耕作する意思はなく、再び農地として利用される可能性は無いと思われる。」と言われていました。以上です。</p>
議長	<p>6 号と 7 号について、14 番 中田委員、もしくは河野委員、お願いいたします。</p>
中田委員	<p>今月の 17 日に、市の担当者及び推進委員の河野さんと現地を確認に参りました。航空写真のとおり、この地域は、全部がもう耕作放棄地になっておりまして、木が生えたりしている状況にあります。今から田んぼを作るとするのは、なかなか難しいと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が終わりました。</p> <p>皆様方のほうで、ご意見なりご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>ございませんでしょうか。</p>

議長	<p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>転用統制外証明願につきまして、ご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
議長	<p>続きまして、協議、報告事項につきまして、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、協議、報告事項について、報告いたします。</p> <p>初めに、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について、報告いたします。</p> <p>届出地は、旭町和田〇〇の田、653 m²の内 4 m²です。</p> <p>場所は、〇〇の近くです。</p> <p>この届出は、楽天モバイル株式会社の携帯電話無線基地局、約 19mのコンクリート柱にアンテナを設置する届出です。</p> <p>工事期間は、令和3年11月から令和4年3月までの予定となっております。</p> <p>続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可書の取消願について、報告いたします。</p> <p>次第の6ページの1号をご覧ください。なお、資料はありません。</p> <p>許可書の取消願の内容は、譲渡人の意志変更による売買不成立によるもので、令和3年6月23日総会で許可された弥栄町木都賀〇〇ほか1筆の田、3,000 m²です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>以上で報告が終わりました。これらの件につきまして、何かご意見がございましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。</p>
議長	<p>無いようですので、その他事務局からありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、続きまして、お配りをさせていただいております「農地機構だより」について、しまね農業振興公社の植本さんより説明していただきます。</p>

<p>農業振興公社 植本</p>	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>(「農地機構だより」第37号の説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>植本さん、ありがとうございました。</p> <p>その他、何か質問等、ございますでしょうか。</p>
<p>領家推進委員</p>	<p>農地パトロールの資料から、現地確認をするのに、自分が子供の時の記憶を頼りにして、一山、二山、三山越えて、田んぼにたどり着くような所もあります。いつまでも、このようなことをしていたら、大変な労力がいりますので、今現在、耕作している所を調査するように改めるよう農業委員会として要望していただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>すぐには、なかなか解決しないんですけども、十分検討して、やっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>領家委員、事務局からございましたが、よろしくお願いいたします。その他、ございますでしょうか。</p>
<p>三浦委員</p>	<p>9月に事務局のほうに、全国農業新聞の記事の切り抜きを持って行きまして、島根県内の農用地の利用率がどのようになっているのか、記事では、全国のランキングとか書いてあったんですが、島根県はどういったレベルで、上位は、どんな政策がとられたから活用率が高いのか、ましてや反対に低いのかというのを調べていただきたいとお願いいたしました。</p> <p>というのは、先ほど審議していただいた3条の1号の時に発言させていただきまして、中山間地域の農地というのは、様々な土地の条件、違いがありまして、水稻の作付けに適している所、そうではない所はもう明確に違うわけで、地元の法人とか組合とかが借りて作られるのは、条件のいい所を選ばれて、それから漏れた所は荒廃しているという状況なんです。</p> <p>ですから、そういったことを踏まえて、その状況維持のための活用方法だとか、どういった農作物が適しているとか、そういった情報を提供してもらわないと。</p> <p>農地パトロールを行った結果によって、もうちょっと考えてくださいと言えるように。</p> <p>具体的な提案がなされないまま、常に自助努力、次の段階は組合を作って共助、皆さんで助け合って守ってくださいねでしか終わらないんです。</p> <p>ここに、具体的な作物、これは儲かりますよというのが無い限り、常に農家が自己負担で守る状況だと思うんですよ。ですから、全国のいい事案を提案してもらおうように、事務局へお願いをしております。</p> <p>あと、先月の総会で、島根県が指定しております6品目の野菜ですね、</p>

	<p>それがどういう採算性があるから儲かりますよというデータを出してくださいとお願いしております。</p> <p>先日届きました全国農業新聞でも、来年もお米が余っている状況なので、作付面積を減らすと書いてありました。</p> <p>ですから、そういったことも踏まえて、浜田市の農業政策として、何を持って農地を守る政策なのかというのを提案していただきたいと思っておりますので、お願いします。</p>
議 長	<p>非常に、貴重な質問なり意見がございましたが、事務局のほうでコメントがございましたら、お願いいたします。</p>
事務局	<p>まず、前段の質問ですが、9月に全国農業新聞の切り抜きをいただきまして、少し調べさせていただきました。</p> <p>9月に発表されたのが、農水省のほうで2020年、今年の農作物の作付け延べ面積と耕地利用率でした。</p> <p>耕地利用率につきましては、都道府県別に順位が付いておりまして、1位が佐賀県、2位が福岡県、3位が宮崎県というふうになっておりまして、島根県は42位ということでございました。</p> <p>中国地方は5県とも低くて、岡山県が43位、鳥取県が44位、広島県が46位、山口県が47位で最下位となっております。</p> <p>1位の佐賀県につきましては、温暖な気候と肥沃な土壌など恵まれた自然条件を活かしながら、米、麦、大豆などを中心に、イチゴ、タマネギ、アスパラガスなどの野菜や温州みかん、梨などの果樹、肉用牛などの畜産等を取り入れた多様な生産を展開しているようでございます。</p> <p>結局、この耕地利用率が高いのは、二毛作、夏に米、大豆等、冬には麦類やタマネギ等を作っておられて、その結果、耕地利用率が高くなっているということで、佐賀県につきましては、33年連続で全国1位となっているようでございます。</p> <p>浜田市の推奨作物については、支援センターのほうでやっておりますが、今のところでなかなか説明に来ることはできないということで、来月の総会で説明ができれば、状況等を話に来てもらえないかとお願いをしておきましたので、再度依頼しておきたいと思っております。</p>
三浦委員	<p>浜田の農業政策で、旭町は梨、金城町はブドウ、三隅町は柿、弥栄町は有機野菜という4本柱が立っているとっておられます。</p> <p>しかし、それは一握りの生産者だと思うんです。</p> <p>多くは、お米を作っておられて、この度の農協の会議等を見ますと、とても採算が合うのかなと。</p> <p>自分は米を作っていないので分かりませんが、そういった状況で、これをまだ続けていくのかと。</p> <p>まだ市のほうは、自助努力、共助で頑張ってくれと。</p> <p>そろそろ市として全体の農業像を示していただきたいと思っておりますので、来月のこの会で支援センターから期待が持てるようなことが伺えれば幸いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>事務局のほうで、今の質問に対して来月の総会で皆さんに分かるように、説明してもらおう段取りをお願いいたします。</p> <p>その他、ございますでしょうか。</p>
議 長	<p>ご意見、ご質問が無いようでございますので、以上を持ちまして、第10回総会を終了いたします。</p> <p>今後、ますます寒くなると思いますが、それぞれ健康に十分留意していただきまして、それぞれの分野でご活躍をご祈念申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p>

終了 午前10時30分